

佐労委 第 710 号
平成 30 年(2018 年) 10 月 1 日

佐賀県中小企業団体中央会
会 長 内 田 健 様

佐賀県労働委員会
会 長 前 田 和 馬



労働委員会制度及び労使間のトラブル相談重点受付週間の広報等
について (依頼)

佐賀県労働委員会の活動について、日頃から格別の御協力いただき、心よりお礼申し上げます。

さて、労使関係を取り巻く環境が変化するなか、解雇や雇止め、配置転換、いじめや嫌がらせなどのパワハラ等、個々の労働者と事業主との間の紛争が後を絶ちません。

しかし、労働関係制度についての理解が不十分なことなどから、未成熟な労使関係や不適切な労働状況等も散見され、労使間のトラブルで潜在的に悩んでいる使用者あるいは労働者の方々は相当な数に上るものと考えられます。

労働委員会は、使用者と労働者個人や労働組合との間に生じたトラブルについて当事者間での解決が難しい場合に、公平な第三者として労使を仲立ちし、よりよい労使関係を形成するため、労働組合法に基づき国と都道府県に設置された機関（行政委員会）です。

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者（佐賀県では各 5 名、計 15 名）で構成されており、三者構成で使側・労側双方に寄り添いながら問題解決に当たるなど、他の労働紛争処理機関にないメリットを有しております。

佐賀県労働委員会では、労働委員会による労使間の調整を主眼とした紛争処理制度を関係者の方々に知っていただき利用促進を図るため、愛称「TSUNAGU(つなぐ)」及びキャッチコピー「労使のもつれをほどいて結ぶ」を制定し、これを活用したリーフレット等を作成し周知活動を行っているところです。特に 10 月は「個別労働紛争処理制度」周知月間として、「街頭キャンペーン」や「労使間のトラブル相談重点受付週間」など、別添資料のとおり展開することとしております。

つきましては、別添のリーフレットや PR 用名刺大カード等をご活用いただき、関係事業所及びその職員様あて、積極的にご紹介いただき、当委員会の周知及び利用促進をご支援いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

佐賀県労働委員会事務局 総務調整課
TEL : 0952-25-7242 FAX : 0952-25-7324
E-mail : roudoui@pref.saga.lg.jp